

高校生献血カード献血推進事業 実施要綱

1 目的

高校生に対し献血についての理解を深め、若年層の献血者数の増加を図ることによって、本県における安全な血液製剤を安定的に確保することを目的とする。

2 期間

平成 28 年 9 月 1 日(木)から

3 主催

埼玉県、埼玉県教育委員会、埼玉県赤十字血液センター

4 事業概要

高校 1 年生に「高校生献血カード」を配付し、高校生が献血ルーム又は移動採血車で献血をした際に、スタンプを押印する。

スタンプが一定数集まった献血者に記念品を贈呈する。

5 実施方法

- (1) 「高校生献血カード」を、薬務課において作成する。
- (2) 作成したカードを、県立高校、川越市立の高校、川口市立の高校については、県教育委員会を通じて、さいたま市立高校については、さいたま市教育委員会を通じて、私立高校及び国立高校については、薬務課から直接送付する。
- (3) 埼玉県赤十字血液センターでは、県内の献血ルーム又は移動採血車で献血した高校生が持参したカードに所定のスタンプを押印する。スタンプは薬務課で作成する。
- (4) スタンプは、200mL 献血で 1 個、400mL 献血と成分献血で 2 個押印する。
- (5) 埼玉県赤十字血液センターは、スタンプが 3 個、6 個、9 個集まった献血者に記念品を贈呈する。記念品は薬務課が作成するほか、在庫するノベルティグッズを活用する。

6 広報方法

- (1) 薬務課、埼玉県赤十字血液センターホームページへの掲載
- (2) 献血ルーム及び移動採血車でのポスター掲示

附則

この要綱は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 5 年 2 月 20 日から施行する。